

令和7年9月3日宣告 裁判所書記官 宮田 れい子 

令和7年(う)第682号

判 決

本 籍

住 居

吉 田 孝 行

上記の者に対する名誉毀損被告事件について、令和7年3月17日東京地方裁判所が言い渡した判決に対し、被告人から控訴の申立てがあったので、当裁判所は、検察官橋本ひろみ出席の上審理し、次のとおり判決する。

主 文

本件控訴を棄却する。

理 由

第1 事案の概要及び控訴趣意（以下、呼称・略称については原判決と同一である。）

本件は、被告人が、ソーシャルネットワーキングサービスの「X」に、AのBに対する行為が不同意性交であったことは明確であるなどの本件各投稿を掲載し、もって公然と事実を摘示し、Aの名誉を毀損したとされる事案である。

弁護人佃克彦（主任）及び同原木詩人の控訴趣意は、理由不備、法令適用の誤り及び事実誤認の主張である。

第2 理由不備の控訴趣意について

論旨は、原判決が罪となるべき事実として記載する本件各投稿の内容を見ても、社会的評価を低下させる危険性のあるいかなる事実の摘示があったの

かが明らかでなく、原判決は、罪となるべき事実において、名誉毀損の構成要件要素の一つである「事実」の内容を特定していないから、理由不備の違法があるというものである（正しくは理由齟齬の違法を主張するものと解される。投稿3について事実誤認をいう点も、同様である。）。

5 しかしながら、原判決が罪となるべき事実において摘示する投稿1の内容は、AがBに対して不同意性交をした事実を、投稿2の内容は、AがBに対して不同意性交をした上、それが撮影を口実としたエントラップ型の性暴力であったとの事実をそれぞれ摘示したものであり、罪となるべき事実の特定に欠けるところはない。また、投稿3は、「臨床研究の知見からも、性暴力
10 加害者は、全力を尽くして自身の行為を正当化しようとするので、現時点でAさんに話を聞くことはお勧めできません。」というものであるが、投稿3が、投稿1及び投稿2と同じく「X」に投稿されたものであり、投稿1及び投稿2が投稿されてから2週間余りしか経過していない時期の投稿であることからすれば、投稿3の記載は、投稿1及び投稿2の内容と相まって、Aが
15 Bに対して不同意性交をしたことを摘示するものと理解できるのであって、投稿3についても、罪となるべき事実の特定に欠けるところはないと認められる。原判決の罪となるべき事実の記載に何ら違法はない。

論旨は理由がない。

第3 法令適用の誤り、事実誤認の控訴趣意について

20 1 論旨は、投稿1及び投稿2は、①論評に属する法の見解の表明であり、事実を摘示したものではないし、②Aの社会的評価の低下を発生させる危険もないから、名誉毀損の構成要件には該当しない上、③AとBとの間の性交渉にBの同意がなかった事実が真実であることの証明があり、④仮に真実性の証明がなかったとしても、被告人が、上記事実が真実であると信じたこと
25 について、確実な資料、根拠に照らし相当な理由があるから、名誉毀損の故意を欠くにもかかわらず、投稿1及び投稿2について名誉毀損の構成要件該

当性を肯定した上、真実性の証明がないとし、名誉毀損の故意を認定した原判決には、判決に影響を及ぼすことの明らかな法令適用の誤り及び事実誤認がある、というものである。

2 まず、論評に属する法的見解の表明であると主張する点 (①) についてみると、いずれの投稿も、Bが「同意しない意思を明確に表明していた」「睡眠導入剤を飲んでいた」「監督と出演女優という社会的関係性を憂慮させる状況にあった」などといった証拠等をもってその存否を決することが可能な事実を記載して、Aの行為が不同意性交であるとの事実を主張するものであって、事実を摘示したものであることは明らかである。

3 次に、社会的評価を低下させる危険がないと主張する点 (②) についてみると、名誉毀損罪が成立するためには、原判決が説示するとおり、特定の者の社会的名誉を害するに足る行為が行われれば足り、社会的名誉が現実
10 に侵害されたことは要しないところ、前記の投稿1及び投稿2の内容を踏まえると、これらを「X」に掲載したことが、Aの社会的名誉を害するに足る
15 行為であることは明らかである。

4 そして、真実性の証明がある (③)、名誉毀損の故意を欠く (④) と主張する点についてみると、原判決は、真実性の証明の点について、本件各投稿が公共の利害に関する事実に該当し、目的の公益性も一応認められるとした上で、ホテルでのA及びB両名の行動 (Aが単独でシャワーを浴びている際にBが逃走ないし助けを求めるなどしていないこと等)、複数回の性交渉の際のBによるAの裸体の撮影及びSNSへの投稿等からしてBが睡眠中
20 その他睡眠薬の影響等により抗拒不能であったとは認められないことなど、AとBとの性交渉に関する民事訴訟の第1審及び控訴審判決 (以下「本件民事判決」という。) で摘示された事情を踏まえると、BがAとの性交渉に同意しておらず、AがBを強いて姦淫したとは認め難く、本件各投稿により摘
25 示された事実が真実であることの証明はないと判断した。また、故意の点に

5 ついて、原判決は、被告人は、本件各投稿に当たり、本件民事判決の各判決文を閲覧するなどしたほか、Aに対して1度本件各投稿に係る事実関係を確認し、これを否定する簡単な回答を受け取ったものの、当事者であるA及びBに事情聴取をしたことはなかったというのであり、この程度では、本件民事判決の認定に反する事実を確実な資料、根拠に基づいて調査したとは評価できず、被告人が本件各投稿で摘示した事実が真実であると誤信したことについて確実な資料、根拠に照らして相当な理由があったとはいえない、と認定した。

10 以上の原判決の認定、判断に不合理な点はなく、当裁判所も支持することができる。

15 所論は、本件民事判決が認定した事実やBによるツイッターへの投稿内容等によれば、BがAとの性的関係に同意していたとは到底考えられず、AとBとの間の性交渉にBの同意がなかった事実が真実であったと推認できるといふ。しかしながら、本件民事判決が、AとBとの間の性交渉の際、Bが睡眠導入剤の服用により意識が朦朧としており、抗拒不能の状態にあったとまでは認められないし、AとBとの2回にわたる性的関係がBの意思に反するものであったとまでは認められないと認定していることに照らすと、本件各投稿により摘示された事実が真実であることの証明はないと認定、判断した原判決に誤りはない。

20 所論は、被告人は、Bのツイッターでの投稿記事や裁判記録等に基づいて、合理的な推認をして、AとBとの間の性交渉にBの同意がなかった事実が真実であるとの結論に至ったのであるから、上記事実が真実であると信じたことについて、確実な資料、根拠に照らし相当な理由があるといふ。しかしながら、Bのツイッターでの投稿記事を読んだほか、本件民事判決の判決書やその裁判記録の一部等を調査・検討したからといって、被告人が本件各投稿により摘示された事実が真実であると誤信したことについて確実な資料、

25

根拠に照らして相当な理由があったと評価することはできず、この点に関する原判決の認定、判断にも誤りはない。

その余の所論をみても、原判決の認定、判断を左右するものはない。

論旨は理由がない。

5 第4 結論

よって、刑訴法396条により、主文のとおり判決する。

令和7年9月3日

東京高等裁判所第5刑事部

10 裁判長裁判官

伊藤 雅人 

15 裁判官

奥山 豪 

裁判官

佐藤 哲郎 

これは謄本である。

同日同庁

裁判所書記官 宮田れい子

